

白馬村ゼロエネ住宅普及支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、省エネルギーの促進及び再生可能エネルギーの利用促進を図り、地球温暖化防止に資するため、村内で住宅の新築及び改修等を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、白馬村補助金等交付規則（昭和43年白馬村規則第1号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自ら居住する住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2未満のものを含む。）をいう。
- (2) ゼロエネ住宅 住宅の外皮性能の強化や再生可能エネルギー設備の導入等により、省エネルギー化を行った住宅をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請時に本村の住民基本台帳に記録されている者。
- (2) 本要綱に基づく工事を行う住宅を所有し、かつ居住している者。
- (3) 補助対象者及び同一世帯員が、村税等（延滞金を除く。）を滞納していないこと。

(対象工事及び補助率等)

第4条 第1条に規定する補助金の対象となる工事及び補助率等は別表第1に掲げるとおりとする。

2 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金交付の条件)

第5条 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助事業により新築又は改修を行う住宅は、村内に存するものであること。
- (2) 補助事業により新築又は改修を行う住宅は、白馬村景観計画の基準に適合するものであること。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、白馬村ゼロエネ住宅普及支援事業補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）に別表第2に掲げる関係書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請は、別表に掲げる工事で利用した補助金等の額の確定の日から90日以内に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第7条 村長は、規則第4条及び第13条の規定により、補助金の交付決定及び額の確定をしたときは白馬村ゼロエネ住宅普及支援事業補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 前条に規定する通知を受けた者は、速やかに白馬村ゼロエネ住宅普及支援事業補助金請求書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表第1（第4条）

対象となる工事	補助率
環境省が行う二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金のうち戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の対象となる工事	以下のうちいずれか低い金額 1）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付額の1/5 2）補助額上限300,000円
経済産業省が行う住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金のうち次世代ZEH+（注文住宅）実証事業の対象となる工事	以下のうちいずれか低い金額 1）住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金の交付額の1/5 2）補助額上限300,000円
長野県が行う信州健康ゼロエネ住宅助成金の対象となる工事	以下のうちいずれか低い金額 1）信州健康ゼロエネ住宅助成金の交付額の1/5 2）補助額上限300,000円
国土交通省が行うこどもエコすまい支援事業補助金の対象となる工事	以下のうちいずれか低い金額 1）こどもエコすまい支援事業補助金の交付額の1/5 2）補助額上限200,000円

別表第2（第6条関係）

申請書	添付書類
ゼロエネ住宅普及支援事業補助金交付申請兼実績報告書	1 国又は長野県に提出した、利用する助成金等に係る交付申請書及びその添付書類の写し 2 国又は長野県に提出した、利用する助成金等に係る実績報告書及びその添付書類の写し 3 国又は長野県より発行された、利用する助成金等に係る交付額の確定が確認できる書類の写し（交付額確定通知書等） 4 その他村長が必要と認める書類